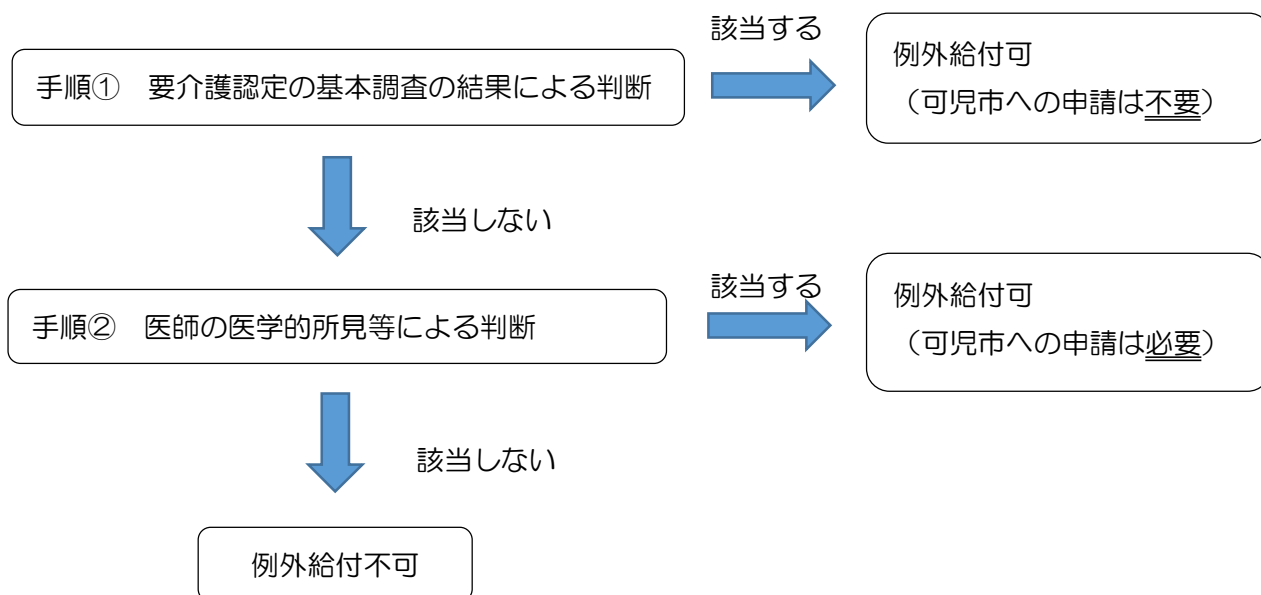
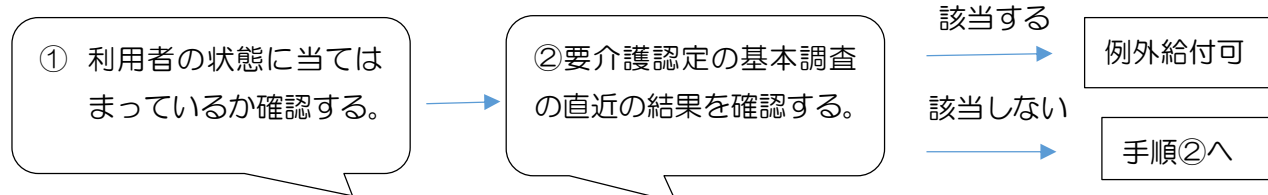


軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付のフロー図



手順① 要介護認定の基本調査の結果による判断

～判断の流れ～



種目	例外給付が認められる場合	認定調査の結果（可否の判断基準）
車いす（付属品を含む）	(1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 歩行 「3. できない」
特殊寝台及び特殊寝台附属品	(1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 起き上がり 「3. できない」 基本調査 1-3 寝返り 「3. できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 寝返り 「3. できない」

認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある。 ② 移動において全介助を必要としない。	① 基本調査 3-1 意思の伝達 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか 「2.できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む ② 基本調査 2-2 移動 「4.全介助」以外
移動用リフト（つり具の部分を除く）	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 立ち上がり 「3.できない」 基本調査 2-1 移乗 「3.一部介助」又は「4.全介助」
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）	次のいずれにも該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者 ② 移乗が全介助を必要とする者	① 基本調査 2-6 排便 「4.全介助」 ② 基本調査 2-1 移乗 「4.全介助」

手順② 医師の医学的所見等による判断

～判断の流れ～

1 利用者の状態を確認する

ケアマネージャー等は、利用者の状態が次の i) から iii) の状態像に該当する可能性があり、福祉用具を使用することで利用者の自立支援につながると考えられるか、確認します。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態に該当することが確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

2 医師の所見を求める

確認した利用者の状態像の判断について、医師の所見を求めます。

3 サービス担当者会議を開催する

医師の所見を参考に、福祉用具を使用することで利用者の自立支援につながるか検討します。

4 市に例外給付（福祉用具貸与同意願）の提出を行う

【必要書類】

- ・福祉用具貸与同意願
- ・居宅サービス計画書の（１）・（２）
- ・サービス担当者会議の要点

5 市が申請書類を確認し、申請者に例外給付を必要とすることを確認した旨を通知する

（その後、再申請が必要となった場合）

6 市に例外給付の申請を再度行う

【再申請が必要な場合】

- ・更新または区分変更により介護度が変更になった場合
（例）要支援 2→要介護 1 要支援 1→要支援 2 要介護 1→要支援 2 等
- ・貸与品目（種目）に追加がある場合
（例）特殊寝台を申請し例外給付で利用していたが、利用者の状態の変化に伴い床ずれ防止用具のマットレスが追加で必要と判断した場合
※同じ種目内の福祉用具の追加や変更の場合は、市への申請は不要です。
再申請が不要な場合でも、認定の更新時や区分変更時等、必要に応じて例外給付の必要性を検討してください。なお、検討した際のサービス担当者会議の議事録は保存してください。

※注意事項

- ・例外給付の貸与許可日は、原則として市に申請した日以降となります。許可日以降から利用が可能になります。利用を開始する前に必ず提出してください。原則通りはしません（窓口に持ってくるのが難しい場合はオンライン申請をしてください）。
- ・更新又は区分変更により、介護度が変更になると思われる場合は、必ず事前に提出してください。
- ・例外給付が認められており、認定調査の結果により、市への福祉用具貸与同意願を提出していなかった利用者が、更新等により認定調査の結果が例外給付に当てはまらない状態となった場合、当てはまらない結果が出るのが予想される場合も、認定期間の開始前に必ず提出してください。
- ・万が一、やむを得ない理由により提出が遅れる場合は事前にご相談ください。